

会議の公開・非公開について

下水道施設の公民連携事業検討部会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という。）第 31 条に基づき、公開します。

ただし、以下の条例第 31 条ただし書（3）に該当する以下の審議事項は、非公開とします。

＜非公開とする審議事項＞

検討部会の審議事項	日時	理由等
これまでの包括的管理委託の概要と次期契約の考え方について （本日の議事5）	第 1 回検討部会 （本日）	公募要項に関連する内容が公開前に漏えいするため
事業者選定について	第 2 回検討部会以降	公募要項に関連する内容及び評価における適正な審査が阻害される可能性があるため

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合